

E メール配信 (Wednesday, 22 April 2020 9:17 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①CB (Circuit Breaker) の6月1日までの延長及び追加措置について

4月21日、CBの6月1日までの延長及び追加措置について発表されました。

・営業を許可される事業者が減少します。営業が継続される業種のリストは下記をご確認下さい。

<https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices/>

・営業を継続している事業所につき、異なる事業所に勤務する従業員同士の接触は避ける必要があります。

・4月21日23:59から、全てのドミトリーでの労働者の出入りは禁止されています。

・CB中は食料品等の購入や必要なサービスを受ける際の外出や、運動のために外出する際には

一人で移動、実施することが求められています。

・4つのウェットマーケットにおいて入場制限が行われます。

・今回の厳格な措置は4月21日から5月4日にかけて実施され、CBは6月1日まで延長されます。

本内容につきましては、既に日本大使館のHPにて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100047266.pdf>

また、本内容（原文）につきましては、下記MOHのホームページをご確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/strong-national-push-to-stem-spread-of-covid-19>

②熱や風邪の症状がある場合や、新型コロナウイルスに感染の疑いがある場合の病院受診方法について

直接、各医療機関へ行く前に、電話にて受診方法をご確認頂く必要がございます。

下記、大使館より情報発信されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/2020040701.pdf>

③大使館、JETRO、JCCIによる相談窓口の設置について

新型コロナウイルスに関するビジネス相談窓口を設置しております。

お問い合わせ内容に応じて日本大使館・JETRO・JCCIのいずれかの担当者より直接回答いたします。

ご相談の申し込みは下記よりお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/spr/20200416>

以上

<本件担当>JCCI事務局（担当：清水） E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)